



株式会社 総合臨床ホールディングス  
Sogo Rinsho Holdings Co.,Ltd.



平成 23 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社総合臨床ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 立川憲之  
(コード番号 2399 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 橋本寿哉  
経営企画部長  
(電話 03-6901-6087)

## ストックオプション（新株予約権）の 株主総会付議に関するお知らせ

(株式会社総合臨床ホールディングス第 6 回新株予約権)

当社は、平成 23 年 9 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記の要領によりストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、平成 23 年 10 月 20 日開催予定の当社第 22 回定期株主総会に付議することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

- 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役および使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
  - その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権 3,000 個を上限とする。
  - その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
  - その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類および数  
当社普通株式 3,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式の数の調整を行うものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式 1 株とする。ただし、上記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1.05}{1.05}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から5年間とする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その前日を最終日とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から権利行使時まで当社および当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職による場合にはこの限りではない。

⑥ 新株予約権の取得の条件

以下のi、ii、iii、ivまたはvの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為をする場合の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」と

いう。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。) の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記iiiに従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を使用することができる期間

上記③に定める新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を使用することができる期間の最終日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使の条件

上記⑤に準じて決定する。

viii 新株予約権の取得の条件

上記⑥に準じて決定する。

ix 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑨ 新株予約権の行使による端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上